

全日本中学校長会会則

【名 称】

第1条 本会は、全日本中学校長会（略称全日中）と称する。（注 センニッポンチュウガクコウチョウカイ）

【目 的】

第2条 本会は、全国各都道府県中学校長会相互が緊密な協調を保ち、中学校教育の振興を図り、国家社会の発展に寄与することを目的とする。

【構 成】

第3条 本会の構成は、各都道府県中学校長会の連合体とする。

【事 務 所】

第4条 本会の事務所は、
東京都港区西新橋1-22-13
全日本中学校長会館内に置く。

【事 業】

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 教育に関する研究調査
- ② 研究協議会の開催
- ③ 教育に関する世論の喚起及び振興
- ④ 各種印刷物の刊行
- ⑤ 教育諸団体との連絡協力
- ⑥ その他、本会の目的達成に必要な事業

【役 員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1名
- ② 副 会 長 8名
- ③ 理 事 都道府県各1名。但し、北海道に限り3名とすることができる。
- ④ 部 長 若干名
- ⑤ 幹 事 若干名
- ⑥ 会計監査 3名

【役員任期】

第7条 本会の役員任期は1年とする。但し、

再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

【顧 問】

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。任期は1年とする。

【役員選出】

第9条 会長・副会長及び会計監査は理事会で選考し、総会の承認を求めものとする。

- 2 理事は各都道府県において選出する。
- 3 部長・幹事は会長が委嘱する。
- 4 副会長・会計監査に欠員が生じた場合、その補充については、理事会の承認を得るものとする。

【役員任務】

第10条 会長は本会を代表して会務を統理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
- 3 理事は会務を執行し、兼ねて各都道府県校長会との連絡の任に当たる。
- 4 部長は部会をまとめ、会務を分掌する。
- 5 幹事は会務を分掌する。
- 6 会計監査は会計のすべてにわたり監査し、総会に報告する。

【機 関】

第11条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- ① 総 会
- ② 理 事 会
- ③ 常任理事会
- ④ 副 会 長 会
- ⑤ 部 長 会
- ⑥ 部 会

【総 会】

第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、年1回開き、次の事項を審議決定する。但し、必要があるときは臨時に開くことができる。

- ① 会長・副会長及び会計監査の承認
- ② 予算の議決・決定の承認
- ③ 会則の変更
- ④ 次年度研究協議会開催地・研究協議題

の決定

- ⑤ その他、本会の目的を達成するための重要事項

【総会の構成】

第13条 総会は代議員をもって構成する。

- 2 代議員は、都道府県ごとに、会員50名までは1名、それを超える場合は、50名又はその端数ごとに1名を選出する。
- 3 総会の議長は、そのつと選出する。
- 4 総会の定足数は、2分の1以上の出席を必要とし、その議決は多数決による。

【理事会】

第14条 理事会は、会長・副会長・理事及び部長をもって構成し、総会に次ぐ審議機関である。

【常任理事会】

第15条 常任理事会は、会長・副会長及び部長をもって構成し、本会の運営に関する企画・立案に当たる。

【副会長会】

第16条 副会長会は、副会長・総務部長をもって構成し、会務を掌理する。

【部長会】

第17条 部長会は、部長をもって構成し、各部の連絡・調整に当たる。

【部会】

第18条 本会に次の部を置く。部会は幹事をもって構成する。

- ① 総務部 本会運営の企画・立案及び庶務に関する事項
- ② 会計部 予算・決算及び経理に関する事項
- ③ 教育研究部 教育に関する研究及び研究協議会への対応
- ④ 教育情報部 教育に関する調査及び教育情報への対応
- ⑤ 生徒指導部 生徒指導に関する事項への対応
- ⑥ 編集部 機関誌の編集・刊行に関する事項
- ⑦ 事業部 教育に関する各種印刷物の刊行等

- ⑧ 予算対策部 文教関係予算の対策に関する事項
- ⑨ 給与対策部 給与等待遇改善の対策に関する事項

【研究協議会】

第19条 研究協議会（略称研究大会）は、年1回開く。但し、必要があるときは、臨時に開くことができる。

- 2 研究大会は出席者全員をもって構成する。
- 3 研究大会の議長は、そのつと選出する。
- 4 研究大会に付議する事項は次のとおりである。
 - ① 教育上重要な諸問題の研究討議
 - ② その他研究大会の目的達成に必要な事項
- 5 研究大会における議決は、出席者の多数決による。

【専門委員会】

第20条 会長が必要と認めた場合には、専門委員会を置くことができる。
2 委員は会長が委嘱する。

【事務局】

第21条 本会は、会務を処理するために事務局を置く。事務局規程は別に定める。

【会計】

第22条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。
2 会費は、年額7,500円に各都道府県の中学校総数を乗じたものを、6月末日までに納めるものとする。
3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【付則】

- 1 本会則は、昭和24年11月9日から施行する。
- 2～23 略
- 24 平成15年5月21日 改正
- 25 令和3年5月20日 改正